

第三十條 地方協議會はその常務の執行機關として常任協議委員會  
 を置くものとす  
 第三十一條 地方協議會の規約は中央執行委員會の承認を経ること  
 を要す  
 第七章 黨費及會計  
 第三十二條 黨費は黨員一名に付き本部費年額金一圓二十錢、支部  
 及支部聯合會費は原則として年額金一圓とす  
 但し當該地方の状況に依り必要ある場合には本部の承認を経て増  
 減する事を得  
 第三十三條 黨員納入の黨費は一切之を返還せず  
 第三十四條 黨經費の豫算は中央執行委員會に於て原案を作製し大  
 會の協贊を経るを要す  
 第三十五條 黨經費の決算は大會の承認を経るを要す  
 第三十六條 黨機關紙の會計は獨立會計とす

組織及機關會本部支所  
 財團法人協調會大阪支所